

緊急時における本校の基本対応（児童在籍時）

【ご確認ください】

- ①必要に応じて、警察や消防への支援要請などを行います。
- ②日高町から出されている最新のハザードマップでは、本校校舎は大津波発生時も浸水地域ではないことから、基本的には1線校舎3階への避難となります。そのため、緊急時における児童の引き渡しは、原則本校で行います。
- ③緊急下校体制は、「職員による街頭指導」「集団下校グループごとの集団下校」「保護者へのお迎え要請による引き渡し」を状況に応じて実施いたします。

臨時休校や登校・下校時刻の変更

- ①前日中に決定の場合も含め、安心・安全メール等により「連絡・周知」いたします。（題名に【重要】と付けて開封確認必要なものとします）
- ②緊急事態が発生した場合の「下校場所」等、お子さんと話し合っておいて下さい。（保護者との確認が取れない場合は学校に待機させます。）

想定される危機状況

ミサイル等の発射

- ①「発射情報・Jアラートあり」⇒校舎内へ避難・待機
- ②「領海外への落下確認」⇒授業再開し、平常下校
- ③「領土内への落下確認」⇒被害状況に応じた対応
 - ・窓ガラスの目張り等による被害の拡大防止
 - ・町教委の指導による2次避難の実施
 ⇒授業の継続が不可能な場合は緊急下校体制、もしくは学校待機

風水害・火災の発生

- ①「授業継続が可能」
 - ⇒通常通りの下校とし、必要に応じて緊急下校体制
- ②「授業継続が不可能（浸水や施設破損等）」
 - ⇒授業を打ち切り、児童は緊急下校体制

地震・津波の発生

- ①「震度4以下」⇒基本的には授業継続し、平常下校
- ②「震度5弱以上」⇒校舎の使用状況で判断
 - <使用可能>授業を継続し平常下校
 - <使用不能>授業を打ち切り緊急下校体制
- ③「津波注意報・警報、大津波警報発令」
 - <大前提>1線校舎3階へ避難後、校舎の使用状況で判断
 - <使用可能>授業を継続し平常下校
 - <使用不能>授業を打ち切り緊急下校体制
 ※大津波発生時には、町の被害状況により、校舎が使用可能でも授業を打ち切り、保護者のお迎えを要請する場合あり。

不審者の出没

- ①「周辺での目撃情報があり」⇒凶器を所持状況で判断
 - <非所持>授業を継続し、児童は緊急下校体制
 - <所持>授業を打ち切り、学校待機、または保護者のお迎えを要請
- ②「校舎内へ侵入」⇒授業を打ち切り、保護者のお迎えを要請

怪我・アレルギー反応・急病

- ①医療機関への受診の必要性が疑われる際には、保護者へ連絡し、状況の確認や病院への搬送をお願いします。
- ②緊急と判断した場合は、保護者への連絡と併せ、職員が病院へ搬送したり、救急車を要請したりします。
- ③アナフィラキシーショック対応のため「エビペン」使用の研修を実施し、対応を図る。

熱中症

- ①「熱中症警戒アラートの発表」⇒暑さ指数、児童や地域の状況、学校の環境等を勘案し、臨時休業や下校時刻の変更を検討。
- ②「暑さ指数」を計測・記録し、状況に応じて教育活動の実施判断を行う。
 - <暑さ指数 31℃以上>⇒屋内外を含め、運動（体育や体を動かす遊び）や外での学習は中止。
 - <暑さ指数 28～31℃未満>
 - ・屋外での運動は中止。屋内での運動は、内容によって判断。
 - ・外での学習は、帽子等を被って短時間で実施。
 - <暑さ指数 25～28℃未満>⇒屋外での活動については休息及び水分補給を取り入れるなど、十分注意して行う。

熊出没

- 「校区内で目撃情報あり」
 - ⇒授業を継続し、児童は緊急下校体制